

2. 屋外広告物の現状

2-1.屋外広告物とは

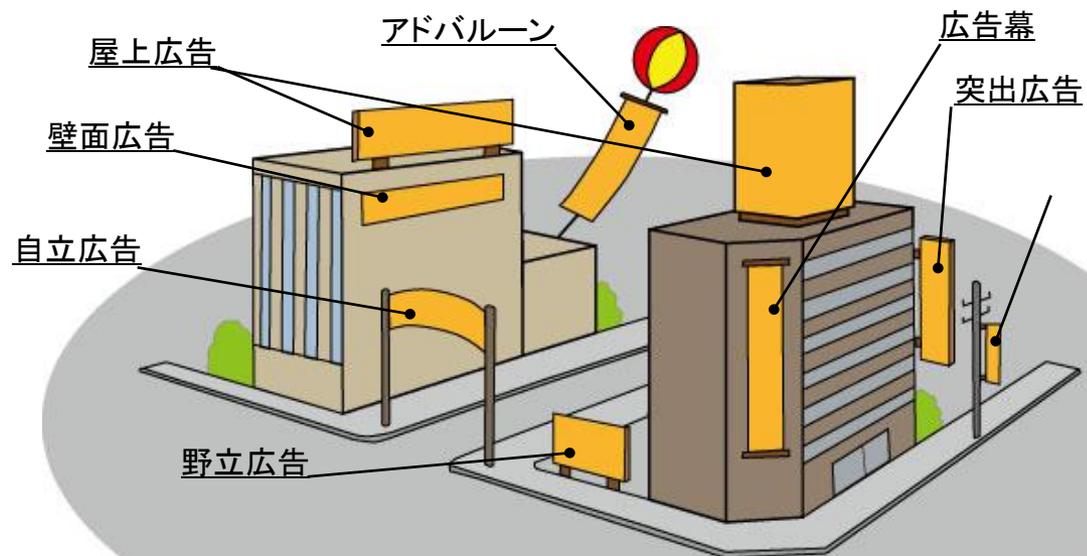
①屋外広告物の定義

屋外広告物は屋外広告物法(昭和24年6月3日制定)第2条において定義

- ・常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ・屋外で表示されるもの
- ・公衆に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの

■ 広告種別

- ・屋上広告
- ・壁面広告
- ・突出広告
- ・広告幕
- ・自立広告
- ・野立広告



2-1.屋外広告物とは

■用途による区分

○自家用広告物

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事務所、営業所、作業場、販売所等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

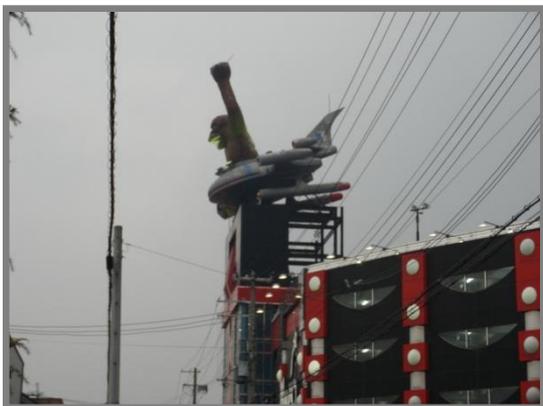
○非自家用広告物

自家用広告物以外のもので、他の敷地や建物等に設置する広告物又は掲出物件

■その他 屋外広告物に該当しないもの

○建物の上部等に設置される工作物

例：パチンコ店の上屋に設置されるゴリラ等の工作物



○外から見える建物内の広告物

例：ガラス窓の内側から貼る広告物



2-1.屋外広告物とは

②屋外広告物の特徴

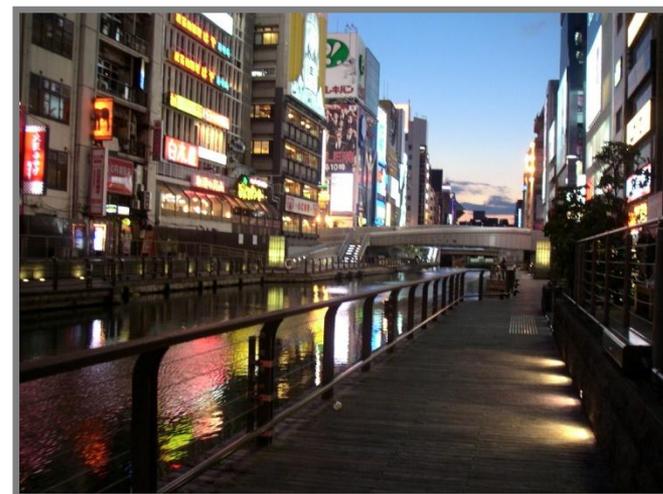
■屋外広告物の長所

○情報発信により生活の利便性等を向上させる



○賑わいや活気をもたらす

○周囲と相まって良好な景観を生み出す



2-1.屋外広告物とは

■屋外広告物の短所

○無秩序あるいは過度な掲出により景観を阻害する



敷地からはみ出して歩道に掲出した事例



広告物が過度に掲出された事例

2-2.堺市における屋外広告物の現状

①屋外広告物に関する法体系

昭和24年 屋外広告物法施行

【目的】

- 良好な景観の形成もしくは風致の維持
- 公衆に対する危害の防止

現在、都道府県、政令市及び中核市が主体となり、『屋外広告物の表示および掲出物件』並びに『屋外広告業』等に関し、具体の規制基準を定め、必要な規制を行っている。

堺市では、大阪府から引き継ぐ形で、平成7年12月に堺市屋外広告物条例を制定し、平成8年4月の中核市移行に伴い施行している。

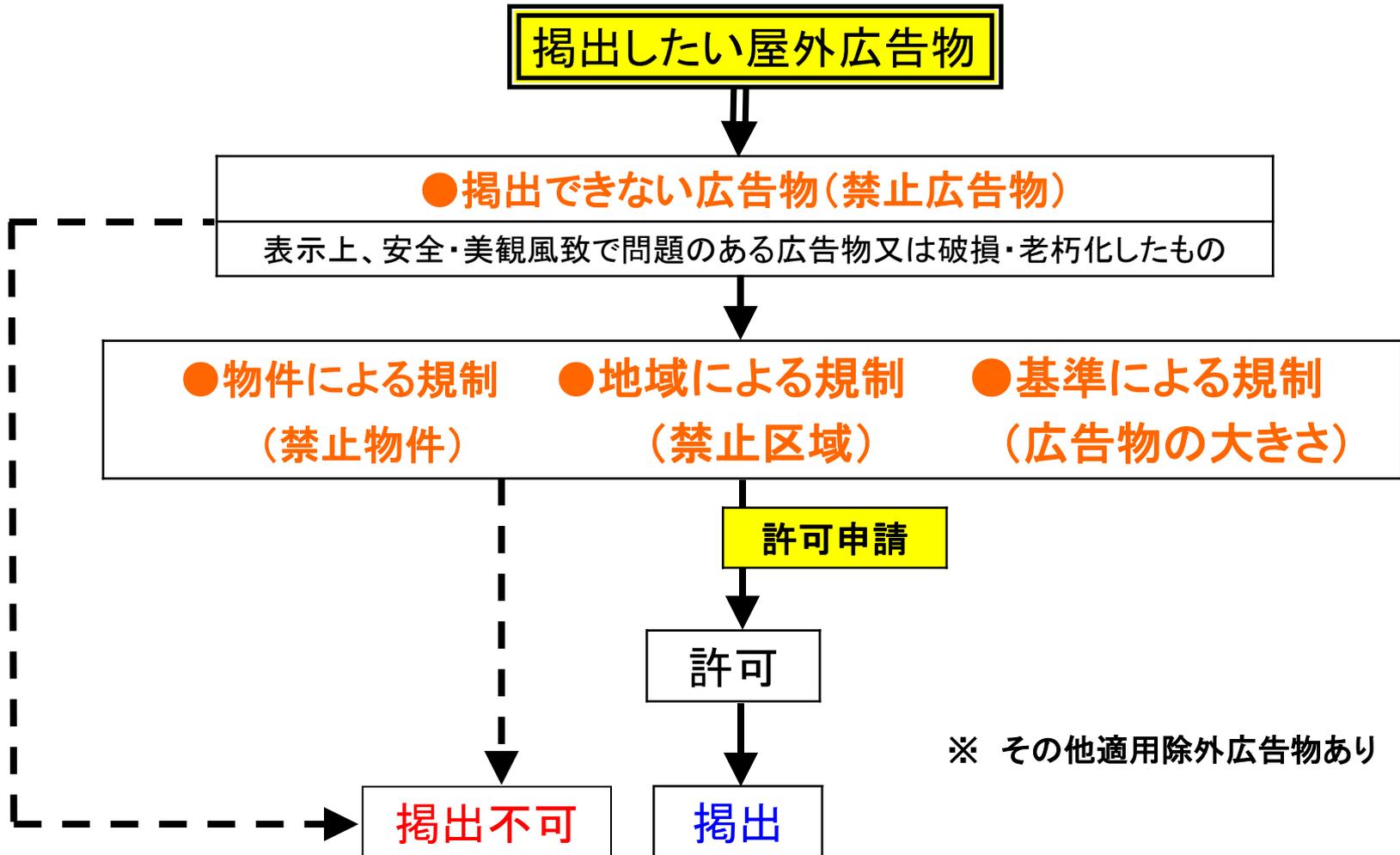
堺市屋外広告物条例 (平成7年12月制定 平成8年4月施行)

1. 総則
2. 広告物等の許可
3. 禁止広告物、禁止区域及び禁止物件
4. 適用除外等
5. 広告物等の管理義務等
6. 違反広告物に対する措置命令等
7. 屋外広告業の登録等
8. 堺市屋外広告物審議会
9. 雑則

2-2.堺市における屋外広告物の現状

②屋外広告物の掲出に関するルール

○条例に沿った適法な屋外広告物を設置するには、下記の流れにそって確認の上設置



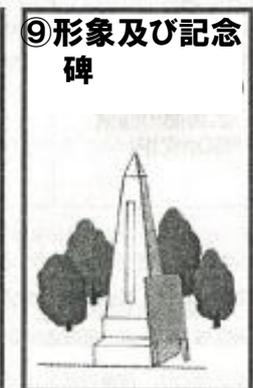
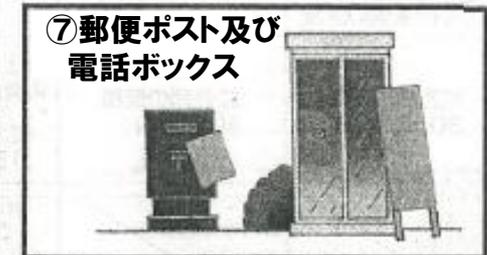
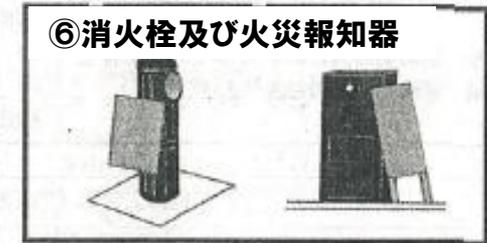
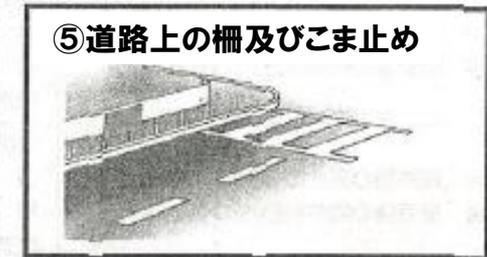
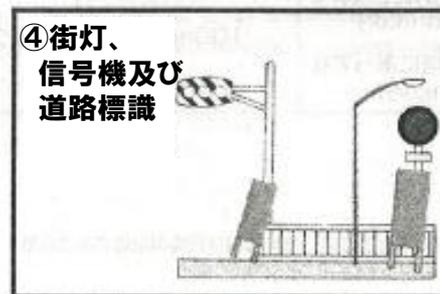
2-2.堺市における屋外広告物の現状

③禁止物件

禁止物件には、適用除外広告物を除き、屋外広告物の掲出はできない

- ①街路樹及び路傍樹
- ②橋りょう及び地下道の上屋
- ③トンネル高架構造物、道路の分離帯及び道路又は鉄道の擁壁
- ④街灯(道路管理者が設置するもの)、信号機及び道路標識
- ⑤道路上の柵及びこま止め
- ⑥消火栓及び火災報知機
- ⑦郵便ポスト及び電話ボックス
- ⑧送電塔及び送受信塔
- ⑨形像及び記念碑(公共団体が設置するもの)
- ⑩景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

電柱・街灯(上記④の街灯を除く)には、適用除外広告物を除き、「はり紙、はり札、簡易広告板、立て看板及びのぼり旗」は掲出できない。



2-2.堺市における屋外広告物の現状

④禁止区域

以下の区域については、適用除外広告物を除き、屋外広告物を掲出することができない

- ①第一種低層住居専用地域
- ②風致地区(大山風致地区の全部、浜寺風致地区の全部)
- ③文化財保護法、大阪府文化財保護条例、堺市文化財保護条例により、文化財(建造物の敷地内のみ)、史跡、名勝、天然記念物として指定された地域
- ④古墳及び墓地
- ⑤官公署の敷地内
- ⑥学校の敷地内
- ⑦研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台または記念塔の敷地内
- ⑧次頁に示す指定道路に接続する地域(沿道禁止区域)
→目的:幹線道路沿道の良い景観形成、風致の維持
(沿道の空地利用による非自家用広告物が乱立しやすい事象等に鑑み、これを規制)

2-2.堺市における屋外広告物の現状

⑧沿道禁止区域

※一般制限区域とは、重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
 ※制限緩和区域とは、商業地域及び近隣商業地域の区域

ア.

市長が指定する区間 (本市の区域内に限る)	道路に接続する地域で市長が指定する区域 (本市の区域内に限る)		
	一般制限区域※	重点制限区域	制限緩和区域※
高速自動車道国道近畿自動車道 松原すさみ線(阪和自動車道) (府道泉大津美原線との分岐点から大庭寺東橋(市道草部三木閉線)までに限る。)	路端から両側 500メートル未 満の区域	路端から両側 500メートル未 満の区域 かつ、 第二種低層住居 専用地域、 第一種中高層住 居専用地域 及び第二種中高 層住居専用地域	—
高速自動車道国道近畿自動車道 松原すさみ線(阪和自動車道) (大庭寺東橋(市道草部三木閉線)から和泉市界までに限る。)	路端から両側 50メートル未 満 の区域		
府道大阪中央環状線 (都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。)	路端から両側 100メートル未 満の区域		
府道富田林泉大津線 (府道堺泉北環状線の内側の部分に限る)			
府道堺狭山線 (府道堺泉北環状線の内側の部分に限る)			
府道堺かつらぎ線 (府道堺泉北環状線の内側の部分に限る)			
一般国道26号 (大阪市界から府道大阪中央環状線との交点までを除く)			
府道泉大津美原線 (都市計画道路松原泉大津線の部分に限る)	路端から両側 50メートル未 満 の区域		
府道高速大阪堺線(阪神高速道路)			

イ. 府道高速湾岸線(阪神高速道路)及びこれに接続する地域で、路端から両側200メートル未満の区域

ウ. 府道堺狭山線(上記アに該当する区間を除く)に接続する泉北高速鉄道敷地内